

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業  
入札説明書

令和6年（2024年）6月14日

札幌市



## 目 次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 対象となる公共施設等の種類	2
	(3) 公共施設等の管理者の名称	2
	(4) 事業目的	2
	(5) 事業期間	2
	(6) 事業方式	2
	(7) 事業範囲	2
	(8) 事業者の収入	3
	(9) 事業の日程（予定）	4
3	入札参加に必要な資格に関する事項	5
	(1) 入札参加者の構成等	5
	(2) 入札参加者に共通の参加資格要件	5
	(3) 入札参加者の業務別資格要件	6
	(4) 参加資格の確認基準日	7
	(5) 参加資格の喪失	7
4	入札手続に関する事項	9
	(1) 入札スケジュール	9
	(2) 入札公告（入札説明書等の公表）(①)	9
	(3) 入札説明書等に関する質問の受付 (②)	9
	(4) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (③)	10
	(5) 参加表明書等（資格確認申請書を含む）の受付 (④)	10
	(6) 入札参加資格確認結果の通知 (⑤)	11
	(7) 現地視察の実施 (⑥)	11
	(8) 競争的対話の実施 (⑦)	12
	(9) 入札提出書類（提案書）の提出 (⑧)	12
	(10) 入札参加に関する留意事項	13
	(11) 落札者を決定しない場合	15
	(12) 入札手続の中止等	15
	(13) 予定価格	15
5	事業者の選定に関する事項	16
	(1) 選定委員会の設置	16
	(2) 入札方式	16
	(3) 落札者の決定 (⑨)	16
	(4) 結果の通知及び公表	16
6	事業契約に関する事項	17

(1) 基本協定の締結 (⑩)	17
(2) 仮契約の締結 (⑪)	17
(3) 事業契約に係る議会の議決 (本契約の締結) (⑫)	17
(4) 契約を締結しない場合	17
(5) S P Cの設立等	17
(6) 金融機関 (融資団) と市の協議	17
(7) 費用の負担	18
7 事業に関する事項	19
(1) 立地条件	19
(2) 建物等の概要	19
(3) 選定事業者が行う業務	19
(4) 業務の委託	19
8 その他	21
(1) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	21
(2) 財政上及び金融上の支援	21
(3) 費用負担	21
(4) 情報公開及び情報提供	21
(5) 問い合わせ先	21

## 1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、札幌市（以下、「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した第 2 期札幌市山口斎場運営維持管理事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）（以下、「本件入札」という。）により募集及び選定するに当たり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和 5 年 11 月 30 日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答（令和 6 年 2 月 29 日公表）を反映し、一部変更している。したがって、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに意見交換会の記録に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

火葬場

### (3) 公共施設等の管理者の名称

札幌市長 秋元 克広

### (4) 事業目的

市では、高齢化の進行に伴う火葬需要に応えるとともに、大規模災害に備えた火葬場施設の分散化や西部・北部方面の市民の利便性向上を図るため、平成15年（2003年）2月より山口斎場（以下「本件施設」という。）の整備、運営・維持管理を行っている。

本件施設の運営・維持管理は、PFI法に基づき、BOT（Build-Operate-Transfer）方式で実施しており、平成15年（2003年）2月21日から約23年間の事業契約を締結し、令和8年（2026年）3月31日に事業期間が終了する予定である。本件施設は、平成18年（2006年）4月の供用開始から約17年が経過しており施設の一部で老朽化が進んでいることから、今後施設の老朽化に対応するとともに、更新時期を迎える設備等については適宜更新等の対応が必要となる。以上を踏まえて、引き続き本件施設を適切に運営・維持管理し、市民等の火葬需要に応えるための十分なサービスを提供することを目的として、本事業を実施する。

### (5) 事業期間

契約締結日から令和18年（2036年）3月31日までとする。

### (6) 事業方式

本事業の事業方式は、RO（Rehabilitate-Operate）方式とする。

なお、本件施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、選定事業者が指定管理者として本件施設の維持管理業務（事業期間中に生じる修繕を含む。）及び運営業務を実施する。

### (7) 事業範囲

本事業における事業者の事業範囲は次のとおりである。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

#### ア 運營業務

- ・利用者受付業務
- ・公金徴収業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・拾骨業務
- ・特別控室提供業務・売店等運營業務
- ・総括的業務
- ・その他

#### イ 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・警備業務
- ・除雪業務
- ・備品等整備業務

#### ウ 火葬炉運營業務

- ・炉室業務

#### エ 火葬炉維持管理業務

- ・火葬炉保守管理業務

### (8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

#### ア 市が支払うサービス購入料

事業者が本業務を行うことに対して、市はサービス購入料を支払う。

サービス購入料は、物価変動があった場合には、規定に従って改定する。

なお、火葬場の使用料（火葬炉使用料、特別控室使用料等）は、市の収入となる。

#### イ 売店販売収入等

売店収入、喫茶・軽食コーナーの収入は直接事業者の収入とする。

(9) 事業の日程（予定）

日程	内容
令和6年（2024年）11～12月	基本協定の締結
令和7年（2025年）2月	仮契約の締結
令和7年（2025年）3月	本契約の締結
本契約締結日 ～令和8年（2026年）3月31日	業務の引継ぎ
令和8年（2026年）4月1日 ～令和18年（2036年）3月31日	維持管理・運営期間（10年間）



### 3 入札参加に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、施設の運營業務を行う企業（以下「運営企業」という。）、施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び火葬炉運營業務並びに火葬炉維持管理業務を行う企業（以下「火葬炉運営企業」という。）を全て含むこと。
- イ 入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。なお、火葬炉運営企業は構成員として参加すること。
- ウ 入札参加者は、参加表明時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出及び入札手続きを行うこと。
- エ 維持管理企業が、運営企業の一部又は全部を兼ねることも認める。
- オ 火葬炉運営企業が、運営企業や維持管理企業の一部や全部を兼ねることも認める。
- カ ある入札参加者の構成員並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

#### (2) 入札参加者に共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 札幌市工事等競争入札参加資格者名簿又は札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- ウ PFI法（平成11年法律第117号）第9条各号に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく資格停止を受けていない者であること。
- カ 札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

- (ア) 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- (イ) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 19 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

ク 市が発注した「山口斎場における譲渡前検査等調査業務及び PFI アドバイザリー業務」の受託者及びその協力会社である、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社、株式会社石本建築事務所、株式会社エックス都市研究所及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は 第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

ケ 4 (1)に示す選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

### (3) 入札参加者の業務別資格要件

#### ア 運営企業

平成 20 年度（2008 年度）以降に、斎場又は火葬場の運営業務を継続して 1 年以上受託した実績を有していること。なお、運営業務を行う企業が複数の場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。

#### イ 維持管理企業

平成 20 年度（2008 年度）以降に、延床面積約 6,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎又は事務所の維持管理業務を継続して 1 年以上受託した実績を有していること。なお、維持管理業務を行う企業が複数の場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。

#### ウ 火葬炉運営企業

火葬炉運営企業は、平成 15 年度（2003 年度）以降に、1 つの施設に火葬炉を 10 基以上納入・設置した実績及び火葬炉を 10 基以上設置された施設の運営・維持管理業務を継続して 5 年以上受託した実績を有していること。

#### (4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

#### (5) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定の SPC の

事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

エ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者(落札者)の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は選定事業者(落札者)と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は選定事業者(落札者)に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者(落札者)が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者(落札者)と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

## 4 入札手続に関する事項

### (1) 入札スケジュール

入札に関する手続は、次のスケジュールにより行う予定である。

① 令和6年6月14日（金）	入札公告 入札説明書等の公表
② 令和6年6月24日（月） ～6月27日（木）	入札説明書等に対する質問の受付
③ 令和6年7月9日（火）	入札説明書等に対する質問の回答の公表
④ 令和6年7月10日（水） ～17日（水）	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付
⑤ 令和6年7月25日（木）まで	資格確認通知書の発送
⑥ 令和6年7月29日（月）～8月2日 （金）（予定）	現地視察の実施
⑦ 令和6年8月9日（金）（予定）	競争的対話の実施
⑧ 令和6年9月30日（月）	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑨ 令和6年10～11月	落札者の選定・公表
⑩ 令和6年11～12月	基本協定の締結
⑪ 令和7年2月	仮契約の締結
⑫ 令和7年3月	事業契約の締結

### (2) 入札公告（入札説明書等の公表）（①）

入札公告に併せて、入札説明書及び付属資料（要求水準書、落札者決定基準、基本協定書案、事業契約書案、様式集等）（以下、「入札説明書等」という。）を市ホームページ等で公表する。

### (3) 入札説明書等に関する質問の受付（②）

入札説明書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

令和6年（2024年）6月24日（月）から27日（木）午後5時まで（必着）

#### イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式1-1）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、件名に「入札説明書等質問」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

#### ウ 提出先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

電 話：011-211-3518

E-mail：h-shisetsukanri@city.sapporo.jp

### (4) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (③)

#### ア 入札説明書等に関する質問への回答の公表

質問に対する回答は市ホームページで一括して公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者から提出のあった質問のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

#### イ 入札説明書等の変更

市は質問及び意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、市ホームページ等で公表する。

### (5) 参加表明書等（資格確認申請書を含む）の受付 (④)

入札参加希望者は、参加表明書等（資格確認申請書を含む。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

#### ア 提出書類

様式集に示すとおりとする。

#### イ 提出方法

8(5)問い合わせ先に記載の部署宛に持参又は郵送とする。

持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

#### ウ 提出期間

令和6年（2024年）7月10日（水）から17日（水）の午後5時必着

## (6) 入札参加資格確認結果の通知 (⑤)

入札参加資格の確認結果は、参加表明書（資格確認申請書を含む。）を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和6年（2024年）7月25日（木）までに書面により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

### ア 提出書類

様式は自由とする。（ただし、代表企業の代表者印を要する。）

### イ 提出方法

8(5)問い合わせ先に記載の部署宛に郵送（配達記録が残る方法に限る）にて提出すること。

### ウ 提出期間

令和6年（2024年）8月1日（木）午後5時必着

### エ 理由説明への回答

市は説明を求められた場合、令和6年8月15日（木）までに説明を求めた参加表明書の提出者の代表企業に対して書面により回答する。

## (7) 現地視察の実施 (⑥)

入札参加資格審査の通過者は、本件施設の視察を行うことができる。

申込みを行った入札参加者の代表企業に対し、視察日、集合時間等を記載した「現地視察案内」を送付する。

### ア 実施日

令和6年（2024年）7月29日（月）～8月2日（金）（予定）

詳細は入札参加資格審査の通過者に配布する「施設視察案内」で案内する。

### イ 申込書類

現地視察の希望者は、「現地視察申込書」（添付書類2-1）を、入札参加表明時に参加表明書等とあわせて提出すること。

### ウ その他

現地視察において質疑回答の時間は設けない。

## (8) 競争的対話の実施 (⑦)

### ア 対話の目的

市は、入札参加資格審査の通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

### イ 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ

### ウ 申込方法

市は、入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、「競争的対話申込書」(様式 1-2)により、申し込みを行うこと。

### エ 申込期限

詳細は「対話実施要領」で案内する。

### オ 対話実施日

令和 6 年 8 月 9 日 (金) (予定)

詳細は「対話実施要領」で案内する。

### カ 対話における議題・質問等

市は、対話の実施に先立ち、「競争的対話の議題」(様式 1-3)により、対話における議題・質問等を受付ける。また、市及び入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

### キ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

## (9) 入札提出書類 (提案書) の提出 (⑧)

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、「入札時の提出書類」(以下「入札提出書類」と



いう。)を次のとおり提出すること。

#### ア 提出日時

令和6年9月30日(月)午後5時必着

#### イ 提出方法

(5)イに同じとする。

#### ウ 入札提出書類の作成方法等

様式集に示すとおりにする。

#### エ プレゼンテーションの実施

入札提出書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び入札提出書類にするヒアリングを行う。これらの日時等の詳細は、入札提出書類の提出者に対して個別に通知する。

#### オ 開札方法

入札書の開札は、本市において、以下のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細については決定次第各入札参加者に通知する。

(ア) 令和6年10月(予定)

(イ) 実施方法

- ・開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要領における委任状(開札の立会)(様式3-2-3)を当日持参することとする。
- ・入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。
- ・開札場には、入札参加者、その代理人又は前項の立会職員及び入札事務に関係のある本市職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。
- ・入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

### (10) 入札参加に関する留意事項

#### ア 公正な入札の確保

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約

解除等の措置をとる。

#### イ 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、入札提出書類の提出後において、これらの差替え及び再提出をすることができない。

#### ウ 入札の延期等

本市は、競争性を確保し得ないと認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

#### エ 入札の無効

(ア) 3 で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(イ) 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

#### オ 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

#### カ 提出書類の取扱い

##### (7) 著作権

提出書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、本市は、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により本市に使用許諾が付与されるものとする。

##### (4) 特許権等

入札参加者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、入札参加者が負うものとする。

##### (ウ) その他

提出書類は返却しない。落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、本市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

## キ その他

- (ア) 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格確認審査結果の通知前においては本市ホームページにて公表する。また、参加資格確認審査結果の通知後においては参加資格確認書類に記載された代表となる企業（以下「代表企業」という。）に通知する。
- (イ) 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

### (11) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、本市が本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、本市は、落札者を決定せず、入札手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市は、速やかにその旨を本市のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

### (12) 入札手続の中止等

本市は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市は、速やかにその旨を本市のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

### (13) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

8,462,218,600 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 事業者の選定に関する事項

### (1) 選定委員会の設置

市は、入札提出書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する、第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業者選定委員会を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対して、接触を禁止する。

(委員の順序は五十音順で掲載)

区分	氏名 (敬称略)	所属機関(団体)名等
委員	石井 吉春	北海道大学 公共政策大学院 名誉教授
委員	田川 正毅	東海大学 国際文化学部 教授
委員	辻 芳晃	公認会計士(日本公認会計士協会北海道会)
委員	宮本 聖子	社会保険労務士(北海道社会保険労務士会)
委員	山内 仙才	札幌市まちづくり政策局政策企画部 プロジェクト 担当部長

### (2) 入札方式

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものである。

### (3) 落札者の決定(⑨)

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。

提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

### (4) 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて市ホームページで公表する。

## 6 事業契約に関する事項

### (1) 基本協定の締結 (⑩)

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

### (2) 仮契約の締結 (⑪)

市は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しない又は選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続を行う場合がある。

### (3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結） (⑫)

仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

### (4) 契約を締結しない場合

落札者の構成員又は協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

### (5) SPCの設立等

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として、本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持ったSPCを札幌市内に設立すること。

また、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業の出資比率は出資者中最大とすること。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

### (6) 金融機関（融資団）と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

**ア 金融機関等による報告**

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び選定事業者の財務状況に関する情報を市に報告する義務

**イ 市による通知**

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に市が金融機関等の融資団に通知する義務

**(7) 費用の負担**

契約書の作成に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

## 7 事業に関する事項

### (1) 立地条件

本件施設の立地条件は次のとおりある。

所在地	札幌市手稲区手稲山口 308 番地
敷地面積	約 40,000 m <sup>2</sup>
用途地域等	都市計画区域内市街化調整区域 用途地域指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%

### (2) 建物等の概要

#### ア 施設構成

火葬炉 29 基  
焼却炉 1 基  
告別室 2 室  
収骨室 14 室  
待合室 31 室  
霊安室 1 室  
売店  
軽食・喫茶コーナー

#### イ 建物概要

建築面積	9,366.36 m <sup>2</sup>
延床面積	12,834.56 m <sup>2</sup>
規模	地上 2 階
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
駐車場	普通自動車 120 台、大型バス 50 台

### (3) 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う業務は、2(7)の事業範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

### (4) 業務の委託

選定事業者は、入札提出書類に示したとおりに構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとする。ただし、市の承諾を得た場合に限り当該入札提出書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができるものとする。なお、第三者への業務

の委託又は請負は、全て選定事業者の責任において行うものとし、選定事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。



## 8 その他

### (1) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

現時点では、法制上及び税制上の優遇措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、市及び事業者はその適用について協議のうえ決定するものとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

### (3) 費用負担

本事業の入札に関し必要な費用については、全て参加者の負担とする。

### (4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページに公表する。

### (5) 問い合わせ先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

・住所：

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE（オーアールイー）札幌ビル 7階

・TEL：011-211-3518

・電子メール：h-shisetsukanri@city.sapporo.jp